

令和7年度建設産業魅力発信・女性活躍イベント企画運営業務委託仕様書（案）

※ この仕様書に示す内容は業務の基本的事項を示すものであり、契約に際しては、企画提案の内容を踏まえて仕様を追記する予定である。

1 委託業務名

令和7年度建設産業魅力発信・女性活躍イベント企画運営業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月20日まで

3 業務目的

建設産業は、地域のインフラの整備・維持の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手としてなくてはならない存在である。

しかしながら、建設産業は「きつい、汚い、危険」（3K）に代表される負のイメージが強いため、建設産業へ就職を希望する若者が少なくなっており、さらには高齢化も進んでいることから、慢性的な労働力不足となっている。また、建設産業は男性職場のイメージがあることから女性の就業希望者が少ない。

このため、本業務では、女性を含めた若者が、将来の職業候補の一つとして建設産業を認知するよう、建設産業の魅力発信・女性活躍イベントを企画・運営するものである。（令和5年度より実施）

※建設産業：本委託業務の中では、「建設業」と「建設関連業」で構成されるもののうち、調査・計画・設計・施工・監理の一連のプロセスに携わる業種の総称とする。

- ・建設業…建設業法第2条第1項における建設工事を業として行うこととする。
- ・建設関連業…測量業、地質調査業、設計業及び補償コンサルタント業とする。

4 業務内容

ア 概要

- ・建設産業の各分野（例：コンサルタント、建設会社、大学、公務員）で活躍する技術者・技能者（土木・建築）にフォーカスしてイベントを開催し、建設産業への就職（他業種からの転職を含む）や、理系・工学部への進路選択に繋げる。
- ・また、建設産業で活躍する女性技術者・技能者（土木・建築）にフォーカスし、様々な働き方、悩みを共有する場を設けることにより、女性技術者のキャリアアップや技術・技能の向上に繋げる。

イ 開催回数・開催時期等

イベントの開催にあたっては、より多くの方が参加できるよう、単独開催や他イベントへの参画等による開催※を想定している。なお、開催回数は6回以上とすること。

※福岡県や他の自治体、団体が主催するイベントへの参画や学校への訪問開催等

a 単独で開催するイベント

- ・開催回数は指定しない。
- ・イベントは保護者同伴可とする。
- ・開催時期は令和7年10月～令和8年1月頃を想定している。

b 他イベントへの参画等により開催するイベント

- ・ 開催回数は指定しない。
- ・ 開催規模、開催時期等については、他イベントの条件に合わせるものとする。

ウ 参加対象者

- ・ イベント参加者は、中学生、高校生、大学生及び専門学校等の学生及び建設産業に関心のある多様な世代を主な対象とする。
- ・ なお、対象者を限定したイベントを開催することも可能とする。なお、対象者を限定する場合は、偏りのないようにバランスを考慮して開催すること。
(例：中高生向けのイベントを3回、大学生以上向けのイベントを3回開催する等)

エ イベント内容

- ・ 「女性活躍」をテーマとした企画を2回以上入れること。
(例：登壇者を全て女性とした企画 等)
- ・ 現場見学や体験型の企画を1回以上入れること。
- ・ 写真・映像をテーマとした企画を1回以上入れること。
(例：フォトツアー 等)
- ・ 前述に示した3つの企画については、同一イベントに組み込むことも可能とする。
- ・ 企画の内容は分野（土木／建築）を分けることを基本とする。ただし、分野を分けなくても内容が発散しない企画についてはこの限りではない。また、分野（土木／建築）、職種（設計／建設会社 等）について偏りが無いようバランスを考慮すること。
- ・ イベントの内容は中学生、高校生、大学生等の学生の年代毎にふさわしい内容とすること。
- ・ それぞれの仕事の魅力ややりがいのもとより、実務経験に基づく体験談等を盛り込み、参加者がその分野で働くことをイメージできるようなイベント内容を構成すること。
- ・ 建設業界における全体像（各分野（例：コンサルタント、建設会社、大学、公務員等）の役割分担等）がわかるようなイベント内容を構成すること。
- ・ 別紙「特に留意すべき内容」の内容についても踏まえた構成とすること。

※「福岡県建設産業魅力発信セミナー&女性活躍セミナー2023」

<https://www.2023fukuokakensetsuseminar.jp/#section-4-desktop>

※「福岡県建設産業魅力発信セミナー&女性活躍セミナー2024」

<https://kensetsufukuoka.com/campaign/>

オ 個別相談会の開催

- ・ 建設産業への就職や理系・工学部への進路選択に繋げるため、イベント開催にあたっては、個別相談の場を設けること。ただし、他イベントへの参画等により開催する場合は当該イベントの条件に従うこと。

キ 使用資料

- ・ イベントで使用する資料や配布物については、福岡県と協議して定めること。

ク 講師・進行役等

- ・ 講師は、各分野（例：設計会社／建設会社 等）の技術者・技能者から受託者が候補者案を選定すること。福岡県の建設産業の魅力を発信するため、候補者は福岡県に縁のある者を基本とする。なお、分野や性別に過度な偏りが生じないように配慮すること。

- ・ 講師や進行役への依頼は受託者が原則として行うこと。
- ・ 具体的な講師や進行役の選定については、受託者が候補者を選出したうえで福岡県と協議して定めること。

ケ 実施場所等

a 単独で開催するイベント

- ・ 開催場所は県内のいずれの地域も可とする。
- ・ 具体的な場所（会場や現場見学を行う場合の建設現場）については受託者が候補地を選定したうえで福岡県と協議して定めること。
- ・ 会場については受託者が準備すること。
- ・ 現場見学を行う場合の移動手段（バス等）については受託者が準備すること。

b 他イベントへの参画等により開催するイベント

- ・ 開催地域は福岡県内を基本とする。
- ・ 参画するイベント等については、受託者が候補を選定し、福岡県と協議して定めること。
- ・ 参画するイベント等については、受託者が主体的に調整すること。

ケ 参加者へのプレゼント

- ・ 参加者へプレゼントを配布する場合は、景品表示法に基づき、適正に対応すること。

② 参加者等向け周知・広報

周知・広報にあたっては、広くたくさんの参加者を呼び込むことが期待できるような具体的な広報計画を策定し、福岡県と協議のうえ実施すること。

ア イベントの周知・広報

- ・ 実施にあたり、対象者からのより多くの応募が得られるような以下を参考に様々な手法により、対象者・保護者・自治体・教育機関等に幅広く周知・広報を行うこと。
 - a 学校・自治体・開催場所の周辺自治会等へパンフレット、チラシ等の配布の実施。また、学生・保護者向けのメール配信等により配信を実施
 - b 各種業界団体のホームページ等での PR を実施。（県の広報媒体を活用した PR は福岡県が実施）
 - c 対象者へ情報が届くよう、SNS 等の広報媒体を活用
- ・ その他、イベントの開催時期に合わせ、委託事業者の提案に基づく広報を実施。

イ 広報ポスター・チラシ等

- ・ 事業開始後、速やかに参加対象者の募集ができるよう、広報ポスター・チラシ（紙及び電子データ）等の広報ツールを作成し、周知・広報を行うこと。
- ・ 広報ポスター・チラシ等の内容は、事業スケジュールに合わせ、適宜修正すること。

ウ 留意点

- ・ 福岡県全域において建設産業の魅力発信・女性活躍が必要であることから、参加者の地域が偏ることがないように、周知・広報において留意すること。

④ 全体管理業務

事業全体に係る統括業務を行うこと。

ア 進捗管理業務

- ・ 適宜、福岡県と事業全体の進捗状況や課題等を共有するための協議を行うこと。
- ・ 本事業の実施にあたり設立された福岡県、各種業界団体等で構成する「福岡県建設産業魅力発信・女性活躍実行委員会」に出席し、必要に応じて事業内容や進捗状況を説明すること（事務局は福岡県。年数回程度開催）。
- ・ 本事業の各業務において、福岡県の確認を要するもの等について、速やかに福岡県へ報告・協議を行うこと。また、適切に進捗管理を実施し、随時報告を行うこと。

⑤ 運営体制の整備

受託者は、上記 4 ①～④の実施のため、以下の要件を備える運営体制を整備すること。

ア 人員配置

本委託事業の目的を確実に達成するために、以下の人員を配置し、仕様内容を確実に遂行できる体制を構築すること。

a 事業統括責任者 1 人

本委託事業の事業統括を行うもの。

b 事務員 必要人数

対象者への周知・広報、対象者への参加受付、対象者へのセミナーの運営、関係機関への連携や本県への報告業務等、本委託事業に必要な業務に携わる者。

6 事業の実施スケジュールについて

効果的な事業の実施スケジュールを作成すること。

なお、具体的な日程等については、福岡県と協議したうえで決定すること。

7 費用

本事業への参加にあたって、参加者から費用を徴収してはならない。

8 効果検証等

福岡県等と協議のうえ、次の業務を実施すること。

(1) 参加者のイベント参加状況の把握・分析

- ・ 各イベントにおいて参加者へアンケート等を実施し、「どういう思いでイベントに参加したか」「イベントによって建設産業のイメージがどのように変わったか」等を把握・分析し、業務の効果検証を行うこと。

(2) 効果的な企画の提案

- ・ 令和 7 年度に実施したイベントの結果を踏まえて課題を整理し、今後、建設産業の魅力発信を実施するにあたって、効果的な企画内容や広報計画等についての提案を行うこと。

9 開催レポート

- ・ 受託者はイベントの開催結果や開催状況を P R できる資料（イベントのダイジェスト動画やリーフレット等）をまとめ、HP 等で公表すること。
- ・ 公表に当たっては事前に福岡県の承認を得ること。

10 実施報告

(1) 業務完了報告書

業務完了後は、以下の成果品を提出すること。

1) 調査報告書（A4 版）

- ・ 金文字黒表紙製本（チューブファイルでも可） 2 部

・電子データ 2式（形式については、発注者の指示によるものとする。）

2）報告書概要版 2部

3）その他発注者が指示した資料 1式

（2） 随時報告・協議

各業務の実績、進捗状況、業務運営に当たっての課題・問題点、その他業務運営上必要とする資料等について、本県からの求めに応じて随時報告・協議を行うこと。

1.1 個人情報の保護

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1.2 再委託

委託事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の処理を第三者に委託することについてあらかじめ本県から書面による承認を得た場合は、この限りではない。

1.3 苦情対応体制の整備

（1） 事業の実施に係る苦情対応体制を整備し、書面により本県に報告すること。

なお、苦情対応体制の整備に当たっては、苦情対応責任者（正・副）、報告・連絡体制を必ず盛り込むこと。

（2） 事業の実施に当たって、苦情等が発生した場合は、速やかに本県に報告のうえ、対応について協議するとともに、苦情などの申出者に対しては誠実な対応を努めること。

（3） 苦情対応を行った場合は、その経過、経緯、対応状況、今後の業務改善策や課題解決策を取りまとめ、書面により速やかに本県に報告すること。

1.4 守秘義務

（1）受注者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務の履行のため以外の目的に使用してはならない。契約期間終了後も同様とする。当該調査の結果、成果物に関して瑕疵等が認められる場合には、受注者の責任及び負担において、速やかに修正を行うものとする。なお、修正を実施する場合において、修正方法等を事前に発注者の承諾を得てから着手し、修正結果等について発注者に報告すること。

1.5 著作権等

本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）及びその他の権利についての交渉・処理は、受注者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権は、当該成果物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。また、受注者は本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作者人格権については行使しないものとする。

受注者は、成果物が第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して権利の侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。

本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の加工を行うこと。また、掲載後の肖像権あるいは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受注者においてその責めを負うこと。

1 6 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、委託者である福岡県の監督・指示に従わなければならない。また、福岡県からの質問や臨時の検査、資料の提示等の指示に従わなければならない。
- (2) 事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。
- (3) 本事業に関し、参加者及び参加企業の情報を収集、保管し、又は使用するに当たっては、事業の目的の達成に必要な範囲内で参加者の情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを補完し、及び使用すること。
- (4) 本事業に従事する者は、業務上知り得た個人情報及び企業情報をみだりに他人に知らせてはならないことはもとより、事業に従事するものでなくなった後においても、同様とすること。
- (5) 本事業により得られた成果及び本事業に関して作成されるドキュメント類の著作権は、受託者が本事業受託前より権利を有していた等の明確な理由により予め書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、全て福岡県に帰属するものとする。
- (6) 本事業に関して作成されるドキュメント類及びホームページ等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は事前に福岡県に報告し、承認を得ること。
- (7) 本業務の成功に向けた業務改善、福岡県への改善提案を随時行うこと。
- (8) 福岡県が事業の運営上必要な措置を講ずるべき事案が発生したと判断した場合は、受託者は、福岡県の指示に基づき迅速かつ適切に対応しなければならない。
- (9) 本業務の契約締結及び実施に係る会場借上費、会場設営費、講師への旅費、謝礼、印刷代等その他本業務に必要な費用については、受注者が負担すること。
- (10) 委託料の支出内容については、帳簿や証拠書類を整備し、業務完了年度から起算して5年間保管すること。

「福岡県建設産業魅力発信・女性活躍実行委員会」からの意見として特に留意すべき内容

県では、女性を含めた若者に、将来職業候補の一つとして建設産業を認知したため行政と行政団体が構成する「福岡県建設産業魅力発信・女性活躍実行委員会（以下、「実行委員会という。）」を立ち上げている。実行委員会が出た以下の意見に留意して、イベントの企画運営にのぞむこととする。

（１）下記に掲げる建設産業就業者数の減少に係る課題や、建設産業を取巻く社会状況等をふまえながら、セミナーの企画にのぞむこと

①世間が抱く建設産業へのイメージ

- ・ 3Kイメージ（きつい、汚い、危険）が定着していること
- ・ 休日が少なく労働時間が長いこと
- ・ 賃金・手当等が労務に見合わないこと
- ・ アナログ体質の業界であること
- ・ 建設産業の仕事は、女性が出来る仕事ではないというジェンダーバイアス
（トイレや更衣室等の現場環境面や、子育て休暇等の福利厚生面など、女性が働く現場として環境整備が遅れているイメージがあること）

②社会的要因

- ・ 生産年齢人口の減少
- ・ 高齢年代の一斉退職による、建設産業従事者数の減少
- ・ 首都圏への労働力流出
- ・ 離職率の上昇
- ・ Uターン志向、地元志向の高まり（コロナ禍を経験したことにもよる）
- ・ 子育てとの両立がしにくい社会的状況

③教育の現場における現状

- ・ 工業高校、高等技術専門学校などにおいて、建設系学科の定員割れの状況が発生
- ・ 就職に地元志向が高まっていること
- ・ SDGs 教育等も普及していること

（２）下記に掲げる建設産業へ就業を目指す若者・女性等に対し伝えたい内容をイベントに盛り込むこと

①世間が抱く建設産業イメージの転換

（建設産業として様々な仕事（業種）があることの理解）

- ・ 建設産業の魅力のアピール（ものづくりの楽しさ、達成感、やりがい、地域貢献等）
- ・ 安全安心な職場環境づくりに向けて業界として取り組んでいることのアピール
 - ↳ ICT の導入による生産性の向上
 - ↳ 技能等にふさわしい給与（CCUS の周知等）
 - ↳ 週休二日制の促進
 - ↳ 女性の労働環境の改善
 - ↳ 新 3K イメージ（給与が良い、休暇が取れる、希望がもてる）
- ・ キャリアアップ等の将来への見通しの確保
 - ↳ 研修や資格取得の機会の付与

└CCUS の普及

└ロールモデルとの対話、交流

②社会状況への理解の促し

- ・人口減少、高齢従事者の減少による社会インフラ施設整備体制の崩壊防止を訴える視点
- ・建設産業に従事する女性は現に存在し、福利厚生や子育て支援などの改善も図られていること。

③学生（中学生、高校生を中心とした学生）へ訴求するコンテンツ

- ・大まかな進路を考える中学生にアピールできるわかりやすさ
- ・工業高校のOBなど、身近な人物の体験談等を通じた、イメージの具体化のしやすさ
- ・SDGsに向けた取り組みのアピール（環境負荷低減、ダイバーシティ（多様性）&インクルージョン（一体感）等）
- ・Uターン志向、地元志向の高まりにも呼応する内容
- ・学生の親世代にも訴求できる内容

（3）その他留意事項

- ①女性と男性を必要以上に区別して PR しないこと。（男女が共に働けるジェンダーフリーな業界であることの理解を促す。）
- ②会社あたりの女性の割合は少数であるケースが多いため、そのようなケースでも女性が快適に勤務できる環境整備が進んでいることを示す工夫を施す。

保有個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、甲が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）

第2 乙は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

（作業場所等の特定）

第3 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

（秘密の保持）

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（持出しの禁止）

第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、甲から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

（複写又は複製等の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を処理するため、甲の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 乙は甲から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

（利用及び提供の制限）

第 8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（廃棄等）

第 9 乙は、甲から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

（情報システムにおける安全管理措置）

第 10 乙は、上記のほか、甲から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定（台数管理、盗難防止措置を含む。）、バックアップ記録の作成 ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入（最新化）をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧（窃取）防止のために必要な措置

（従事者への研修）

第 11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

（再委託の禁止）

第 12 乙は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第 13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故報告）

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。

3 乙は、第 1 項の事案が発生した場合であって、甲から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、甲の指示に従うこと。

（調査）

第 1 5 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

(指示及び報告)

第 1 6 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(取扱記録の作成)

第 1 7 乙は、甲から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

(運搬)

第 1 8 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第 1 9 甲は、乙が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 甲は委託者である福岡県を、乙は受託者を指す。
- 2 前記特記事項中第 1、第 2、第 4、第 1 1 から第 1 4 まで及び第 1 9 に掲げる事項については、必須事項である（契約書中に別に定めがある場合を除く。）が、その他委託事務の実態に即して、適宜必要事項を追加し、又は不要な項目を省略することができる。
- 3 「保有個人情報の秘匿性等その内容」には、特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、特定個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る性質・程度等が含まれる。